

基発 0821 第 5 号  
令和 2 年 8 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務（労働基準法第 85 条及び第 86 条に基づく審査及び仲裁を含む。）については、「労災保険審査請求事務取扱手引」（平成 28 年 3 月 18 日付け基発 0318 第 3 号。以下「手引」という。）をもって指示したところであるが、今般、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 141 号）が、令和 2 年 9 月 1 日から施行することとされた。これに伴い、手引を別添のとおり改正したので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本改正部分について別途「複数事業労働者における労災保険給付に係る審査請求事務処理要領」として取りまとめたので、執務の参考にされたい。

# 労災保険 審査請求事務取扱手引

令和2年8月

厚生労働省労働基準局

## 目 次

### 第 1 部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要.....	- 3 -
II 労働者災害補償保険審査官	
1 意義 .....	- 6 -
2 審査官の管轄区域.....	- 7 -
3 審査官の任務.....	- 7 -
III 労働者災害補償保険審査参与	
1 参与制度の意義及び参与の地位等.....	- 9 -
2 指名の手續及び指名期間.....	- 9 -
IV 審査請求手續	
1 審査請求の対象.....	- 12 -
2 審査請求人 .....	- 20 -
3 代理人 .....	- 21 -
4 利害関係者 .....	- 24 -
5 審査請求の期間.....	- 25 -
6 審査請求書の記載事項.....	- 27 -
V 再審査請求手續 .....	- 32 -

### 第 2 部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ.....	- 35 -
II 執務の基本的態度	
1 基本的態度 .....	- 36 -
2 審査請求事務の基本方針.....	- 36 -
3 留意事項 .....	- 39 -
III 審査請求事務の開始	
1 審査請求の申立て.....	- 40 -
2 審査請求の受付.....	- 40 -
3 指導による解決.....	- 42 -
4 移送 .....	- 43 -
IV 要件審理	
1 適法要件 .....	- 45 -

2	不適法な審査請求と却下決定.....	- 46 -
3	補正命令 .....	- 47 -
<b>V 本案審理</b>		
1	審理の進め方の概要.....	- 51 -
2	審理を進めるに当たっての留意点.....	- 51 -
3	審査請求処理計画の策定.....	- 52 -
4	特定審査請求手続の計画的遂行.....	- 52 -
5	関係者に対する通知.....	- 55 -
6	審査請求の併合と分離.....	- 62 -
7	審査請求と原処分執行停止.....	- 65 -
8	争点整理 .....	- 65 -
9	意見の陳述 .....	- 67 -
10	口頭意見陳述.....	- 72 -
11	審査請求の趣旨及び理由の変更.....	- 80 -
12	証拠物件の提出.....	- 80 -
13	審査請求手続の受継.....	- 81 -
<b>VI 資料の収集</b>		
1	意義 .....	- 83 -
2	審理のための処分.....	- 83 -
3	資料収集に当たっての留意事項.....	- 90 -
4	審問 .....	- 91 -
5	物件等提出命令.....	- 96 -
6	鑑定 .....	- 99 -
7	立入検査 .....	- 104 -
8	受診命令 .....	- 105 -
<b>VII 参与からの意見聴取</b>		
1	概要 .....	- 108 -
2	参与会 .....	- 108 -
3	参与会への提出資料.....	- 108 -
4	参与会での意見聴取の結果資料.....	- 109 -
<b>VIII 文書その他の物件の閲覧等</b>		
1	文書その他の物件の閲覧等.....	- 110 -
2	文書その他の物件の閲覧等の対象.....	- 111 -
3	文書その他の物件の閲覧等の事務処理.....	- 112 -
<b>IX 審査請求事務の終了</b>		
1	概要 .....	- 127 -

2	審査請求の取下げ	- 128 -
3	決定	- 132 -
4	決定書の作成要領について	- 134 -
5	決定の効果	- 154 -
6	決定の変更及び更正	- 158 -
7	不作為についての不服申立て	- 161 -
8	「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について	- 161 -
<b>X 審査請求に伴うその他の事務処理</b>		
1	整理・保存	- 163 -
2	報告	- 164 -
3	審査請求の費用	- 164 -
4	審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等	- 165 -
5	口頭意見陳述に関する審査請求人等の旅費	- 165 -
6	労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員の活用	- 168 -
7	再審査請求の受付事務	- 168 -
8	審査官の審査会への対応	- 168 -
9	裁判所等からの文書提出命令等への対応	- 169 -
<b>X I 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理</b>		
1	対象となる審査請求	- 170 -
2	3か月の期間計算について	- 170 -
3	再審査請求が行われた場合の事務処理について	- 170 -
4	行政訴訟が提起された場合の事務処理について	- 171 -
 <b>第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務</b>		
<b>I 署長等の事務</b>		
1	署長等の事務の種類	- 175 -
2	審査請求に対する署長等の基本姿勢	- 175 -
3	経由機関たる署長の事務	- 175 -
4	審査官及び審査会への意見・資料提出	- 176 -
5	審査請求における口頭意見陳述に係る原処分庁としての対応	- 177 -
6	再審査請求における審理に係る原処分庁としての対応	- 177 -
<b>II 意見書の作成要領</b>		
1	概要	- 182 -
2	意見書に記載すべき事項	- 183 -
3	意見書作成上の留意点	- 183 -
4	証拠資料に関する留意点	- 185 -

5	意見書の記載例.....	- 188 -
6	却下決定事件についての意見.....	- 198 -
<b>Ⅲ 局管理者における取組み</b>		
1	進行管理及び支援体制の確立.....	- 200 -
2	審査請求事件の検証.....	- 200 -
3	再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について.....	- 201 -
4	審査官が除斥事由に該当した場合の対応.....	- 201 -
5	その他の支援対策.....	- 202 -

## 第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

### I 概要

1	意義 .....	- 207 -
2	対象 .....	- 207 -

### II 署長が行う審査又は仲裁

1	申立て手続 .....	- 209 -
2	職権による審査又は仲裁.....	- 209 -
3	審査又は仲裁の手続.....	- 210 -
4	結果の方式 .....	- 210 -
5	効果 .....	- 211 -
6	民事訴訟との関係.....	- 211 -

Ⅲ	審査官が行う審査又は仲裁.....	- 212 -
---	-------------------	---------

## 第5部 審査請求関係事務様式

### 規則様式

第1号	労働保険審査請求書.....	- 215 -
第2号	労働保険審査請求書（雇用保険）	（略）
第3号	労働保険再審査請求書.....	- 216 -
第4号	労働保険再審査請求書（雇用保険）	（略）
第5号	審理のための処分の申立書.....	- 217 -
第5号の2	交付実施申立書.....	- 218 -
第6号	労働者災害補償保険審査官証票.....	- 219 -
第7号	雇用保険審査官証票	（略）
第8号	労働保険審査会審査員証票	（略）
第9号	手続受継届.....	- 220 -
第10号	決定・裁決更正申立書.....	- 221 -
第11号	参加申立書.....	- 222 -

第12号	審理非公開申立書.....	- 223 -
第13号	調書閲覧請求書	(略)

**審査様式**

第1号	審査請求聴取書.....	- 224 -
第2号	管轄違いの理由による移送について（管轄審査官あて）.....	- 225 -
第3号	管轄違いの理由による移送について（審査請求人あて）.....	- 226 -
第4号	審査請求の補正について.....	- 227 -
第5号	補正書.....	- 228 -
第6号	審査請求の補正の督促について.....	- 229 -
第7号	審査請求の受理について（審査請求人あて）.....	- 230 -
第8号	審査請求受理及び意見書の提出について（原処分庁あて）.....	- 231 -
第9号	審査請求の受理について（利害関係者あて）.....	- 232 -
第10号	審査請求の受理について（参与あて）.....	- 233 -
第11号	審査請求の受継について.....	- 234 -
第12号	非承継意思確認書.....	- 235 -
第13号	審査請求手続の終了について（取下げ、再審査請求受理の場合）..	- 236 -
第14号	審査請求手続の中断について（承継人存否不明の場合）.....	- 237 -
第15号	審査請求の併合について.....	- 238 -
第16号	審査請求の分離について.....	- 239 -
第17号	来庁要求通知書.....	- 240 -
第17号の2	原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について	- 241 -
第17号の3	原処分庁意見書の送付について.....	- 242 -
第18号	労災保険給付請求権の時効について.....	- 243 -
第19号	証拠となるべき資料の提出について（原処分庁あて）.....	- 244 -
第20号	証拠となるべき資料等の提出について（審査請求人あて）.....	- 245 -
第21号	意見書遅延理由書の提出について（依頼）.....	- 246 -
第22号	意見書遅延理由書の提出について（回答）.....	- 247 -
第23号	来庁の依頼について（参考人あて）.....	- 248 -
第24号	意見書の提出依頼について.....	- 249 -
第25号	鑑定の依頼について.....	- 250 -
第26号	物件の提出について.....	- 251 -
第27号	審査資料の提出の督促について.....	- 252 -
第28号	提出物件預り証.....	- 253 -
第29号	提出物件受取証明書.....	- 254 -
第30号	受診の命令について.....	- 255 -
第31号	審理のための処分の嘱託について.....	- 256 -

第 32 号	決定の更正について.....	- 257 -
第 33 号	審査請求取下げ書.....	- 258 -
第 34 号	審査請求事件に係る官報掲載について.....	- 259 -
第 35 号	参与候補者の推薦について.....	- 260 -
第 36 号	審査請求文書受付・送付簿.....	- 261 -
第 37 号	審査請求処理計画・処理経過簿.....	- 262 -
第 38 号	審査請求事件綴表紙.....	- 264 -
第 39 号	審査・仲裁申立書.....	- 265 -
第 40 号	審査費用（旅費）請求書.....	- 266 -
第 41 号	審査費用（意見書料 鑑定料 審査資料作成実費）請求書.....	- 267 -
第 42 号	口頭意見陳述の実施について.....	- 268 -
第 43 号	文書その他の物件の閲覧等申立書.....	- 270 -
第 44 号	文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について.....	- 271 -
第 45 号	文書その他の物件の閲覧等について（通知）.....	- 273 -
第 46 号	手数料減額・免除申請書.....	- 275 -

## 凡 例

法令の表示や用語の引用については、次の略語を用いた。

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法
民事訴訟法	民訴法
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	情報公開法
労働者災害補償保険審査官	審査官
都道府県労働局	局
都道府県労働局長	局長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署長
原処分をした労働基準監督署長又は労働局長	原処分庁
労働保険審査会	審査会
労働者災害補償保険審査参与	参与
労働者災害補償保険	労災保険
官印	官印
私印	印

## 用語の説明

### 1 複数事業労働者

複数事業労働者とは、負傷、疾病、障害又は死亡（以下「傷病等」という。）が生じた時点において、事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている（以下「複数就業」という。）労働者（特別加入者を含む）である。また、複数事業労働者とは、傷病等が生じた時点において、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 複数の事業と労働契約関係にあり、当該事業に使用される労働者
- ・ 一以上の事業と労働契約関係にあり、かつ他の事業について特別加入している者
- ・ 複数の事業に特別加入している者

よって、労働者として就業しつつ、同時に労働者以外の働き方で就業している者（特別加入者を除く）については、複数事業労働者に該当しない。また、転職等、二以上の事業に同時に使用されていない者についても、複数事業労働者には該当しない。

### 2 複数事業労働者に類する者

複数事業労働者に類する者とは、傷病等の原因又は要因となる事由が生じた時点において、複数就業している労働者（特別加入者を含む）であり、傷病等が生じた時点において複数就業していない者である。また、原因又は要因となる事由が生じた時点とは、例えば、精神障害事案については、発病前おおむね6か月間のいずれかの時点であり、当該時点において複数就業していれば、たとえ傷病等が生じた時点において複数就業しているすべての事業場を離職していた場合であっても当該者に該当することとなる。

本手引において、複数事業労働者とは、複数事業労働者に類する者も含むこととする。

### 3 複数業務要因災害

複数業務要因災害とは、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする傷病等である。すなわち、二以上の事業における業務上の負荷を総合的に評価することによって認定基準を満たすことができる災害をいう。また、調査の結果、業務災害及び複数業務要因災害のいずれにも該当する場合、労災法第7条第1項第1号及び第2号に基づき、業務災害として支給決定することとなる（このような場合には、事業主が労基法に基づく災害補償責任を負うことから、業務災害として支給決定することが優先される。）。したがって、調査の結果、一の事業の業務上の負荷によって支給決定できる場合は、複数事業労働者の複数業務要因災害に該当せず、複数事業労働者の業務災害として支給決定することとなる。

複数業務要因災害に係る疾病の範囲については、労災則第18条の3の6に基づき、脳・心臓疾患、精神障害が規定されていることから、本手引における複数業務要因災害

に係る事務処理等についても、当該疾病を前提としている（その他の疾病における複数業務要因災害に係る事務処理等については、今後の各種疾病に係る請求状況等を把握しつつ、適宜、示すこととする。）。

参考資料

# 複数事業労働者における労災保険給付 に係る審査請求事務処理要領

— 労災保険審査請求事務取扱手引 抜粋 —

令和 2 年 8 月

厚生労働省労働基準局

## 目 次

1	はじめに .....	- 1 -
2	審査請求の対象.....	- 1 -
3	審査請求書の記載事項.....	- 3 -
4	審査請求の申立て.....	- 4 -
5	複数業務要因災害に係る審査請求.....	- 4 -
6	審査請求段階における新たな主張.....	- 5 -
7	改正労災法施行に伴う留意点（給付基礎日額を争点とした審査請求） .....	- 5 -